

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、法令遵守の徹底、株主利益の重視及び経営の透明性確保を基本理念としてコーポレートガバナンス体制を構築しております。特に、経営の透明性確保に関しては、情報開示への積極的な取組みを重視し、迅速かつ正確なディスクロージャーに努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの全ての原則に対応しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社は、「三井海洋開発株式会社 コーポレートガバナンス・ガイドライン」(以下「当社ガイドライン」とします)を制定しました。コーポレートガバナンス・コードの各原則の実施状況を、次の当社ホームページに掲載しております。

<https://www.modec.com/jp/news/pdf/governanceguideline.jp.pdf>

なお、コーポレートガバナンス・コードにおいて開示すべきとされる事項については、当社方針のうち、それぞれ、次の項目を参照ください。

原則1-4: 当社ガイドライン「第7条 株式の政策保有及び政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針」

当社は政策保有株式を現在保有していません。

原則1-7: 当社ガイドライン「第5条 株主共同の利益を害するおそれのある取引に関する手続」

原則2-6: 当社には、企業年金基金制度はありません。

原則3-1: 当社ガイドライン「第2条 経営理念」、「第3条 コーポレートガバナンス体制の整備及び充実に関する基本方針」、「第12条 取締役会の役割及び責務」、「第13条 取締役会の構成」、「第14条 役員等候補者の指名手続」および「第15条 役員報酬に対する考え方及び決定手続」

取締役および監査役の選解任につきましては、個々の業務経験や知識を踏まえ、当社ガイドライン「第13条 取締役会の構成」および「第14条 役員等候補者の指名手続」の方針に照らして判断しております。個々の略歴に関しましては「有価証券報告書」に記載しております。

補充原則4-1-1: 当社ガイドライン「第12条 取締役会の役割及び責務」

原則4-8: 当社ガイドライン「第13条 取締役会の構成」

原則4-9: 当社ガイドライン「第13条 取締役会の構成」

補充原則4-11-1: 当社ガイドライン「第13条 取締役会の構成」

補充原則4-11-2: 当社ガイドライン「第18条 独立社外役員の兼任制限」

補充原則4-11-3: 当社ガイドライン「第16条 取締役会評価」

取締役会評価の結果の概要については、当社ホームページで公表しておりますのでご参照下さい。

当社取締役会の実効性に関する評価結果の概要について

https://www.modec.com/jp/news/pdf/20200316_BOD_Assessment.pdf

補充原則4-14-2: 当社ガイドライン「第22条 役員等の支援体制」

原則5-1: 当社ガイドライン「第23条 基本方針」および「第24条 対話を促進するための体制」

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社三井E&Sホールディングス	28,261,000	50.10
三井物産株式会社	8,387,300	14.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,859,900	3.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,680,700	2.97
ジェービー モルガン チェース バンク 3 8 5 6 3 2	1,505,567	2.66
NORTHERN TRUST GLOBAL SERVICES SE, LUXEMBOURG RELUDU RE: UCITS CLIENTS 15.315 PCT NON TREATY ACCOUNT	438,000	0.77
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	434,720	0.77

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	424,400	0.75
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン 140042	415,631	0.73
クリアストリーム バンキング エス エー	373,100	0.66

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	株式会社三井E&Sホールディングス (上場:東京) (コード) 7003

補足説明 更新

大株主の状況は2019年12月31日現在の状況です。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、公正な取引の実施を「Code of Business Conduct & Ethics(企業倫理・行動規範)」に定め、親会社である株式会社三井E&Sホールディングスとの取引に際しても、この基準に則って一般の取引先と同様に価格や取引条件を合理的に決定しております。また、公正な取引の実施を含む当社グループのコンプライアンスの状況については、グループ・コンプライアンス委員会において問題のないことを確認しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は親会社である株式会社三井E&Sホールディングスを中心とする企業グループの一員ですが、同社との合意に基づき、上場会社として自主独立的に経営を行っております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	6名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5名

会社との関係(1) 更新
--

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
中井 一雅	他の会社の出身者													
名取 勝也	弁護士													
相京 重信	他の会社の出身者													
野田 弘子	公認会計士													
白石 和子	その他													
西海 和久	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新
--

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中井 一雅		<兼任の状況> 三井物産株式会社 社員	総合商社における豊富な業務経験、及び当社の事業に関連する実務知識に基づき、当社の経営に対する総合的な助言を得ること、及び業務執行に対する社外からの監視機能を期待して社外取締役に選任しております。

名取 勝也	<p><兼任の状況> 名取法律事務所 所長 グローバル・ワン不動産投資法人 監督役員 オリンパス株式会社 社外取締役</p>	<p>会社経営者として、及び弁護士として国内外での豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する総合的な助言を得ること、及び業務執行に対する社外からの監視機能を期待して社外取締役に選任しております。 また、名取勝也氏は有価証券上場規程第436条の2第1項に規定する独立役員であります。</p> <p>同氏は当社と取引関係のない企業の役員として、また弁護士として豊富な経験を有しております。当社株式を保有しておりますがこの他は当社との間に利害関係はありません。従って、一般株主との利益相反が生じるおそれなく独立した立場より当社の経営に対する助言並びに指導をいただけることから独立役員に指定しております。</p>
相京 重信	<p>相京重信氏は、取引銀行である株式会社三井住友銀行の副頭取及びSMBC日興証券株式会社の会長を歴任しておりますが、当社は複数の金融機関と取引を行っていること、また現時点ではSMBC日興証券との間に取引が存在していないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。</p> <p><兼任の状況> 橋本総業ホールディングス株式会社 社外取締役 三洋化成工業株式会社 社外取締役 ニチコン株式会社 社外取締役 スターツコーポレーション株式会社 社外監査役</p>	<p>長年に亘り金融機関の経営に携わり、その経歴を通じて培った金融及び経営の幅広い見識に基づき、当社の経営全般に対し大所高所より助言を得ること、及び業務執行に対する社外からの監視機能を期待して社外取締役に選任しております。 また、相京重信氏は有価証券上場規程第436条の2第1項に規定する独立役員であります。</p> <p>同氏は企業の役員として長年に亘り金融機関の経営に携わり豊富な経験を有しております。当社株式を保有しておりますがこの他は当社との間に利害関係はありません。従って、一般株主との利益相反が生じるおそれなく独立した立場より当社の経営に対する助言並びに指導をいただけることから独立役員に指定しております。</p>
野田 弘子	<p><兼任の状況> 野田公認会計士事務所 代表 プロビティコンサルティング株式会社 代表取締役 亜細亜大学大学院 アジア国際経営戦略科 非常勤講師 岡部株式会社 社外取締役(監査等委員)</p>	<p>国際金融の分野における長年の経験、及び公認会計士、また経営コンサルタントとしての豊富な知見に基づき、当社の経営に対する総合的な助言を得ること、及び業務執行に対する社外からの監視機能を期待して社外取締役に選任しております。 また、野田弘子氏は有価証券上場規程第436条の2第1項に規定する独立役員であります。</p> <p>同氏は当社と取引関係のない企業の社外役員として、また公認会計士として豊富な経験を有しており、一般株主との利益相反が生じるおそれなく独立した立場より当社の経営に対する助言並びに指導をいただけることから独立役員に指定しております。</p>
白石 和子	<p><兼任の状況> SCSK株式会社 社外取締役(監査等委員)</p>	<p>国際情勢に関する豊富な経験と、その経歴を通じて培った幅広い見識に基づき、当社の経営に対する総合的な助言を得ること、及び業務執行に対する社外からの監視機能を期待して社外取締役に選任しております。 また、白石和子氏は有価証券上場規程第436条の2第1項に規定する独立役員であります。</p> <p>同氏は当社と取引関係のない企業の社外役員として、また国際情勢に関する豊富な経験を有しており、一般株主との利益相反が生じるおそれなく独立した立場より当社の経営に対する助言並びに指導をいただけることから独立役員に指定しております。</p>
西海 和久	<p><兼任の状況> 株式会社ブリヂストン エクスターナル・アドバイザー</p>	<p>長年に亘り企業経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の幅広い見識に基づき、当社の経営に対する総合的な助言を得ること、及び業務執行に対する社外からの監視機能を期待して社外取締役に選任しております。 また、西海和久氏は有価証券上場規程第436条の2第1項に規定する独立役員であります。</p> <p>同氏は当社と取引関係のない企業の社外役員として豊富な経験を有しており、一般株主との利益相反が生じるおそれなく独立した立場より当社の経営に対する助言並びに指導をいただけることから独立役員に指定しております。</p>

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 **更新**

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	6	0	1	5	0	0	社外取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	6	0	1	5	0	0	社外取 締役

補足説明 **更新**

取締役会の傘下に、任意の委員会として指名・報酬委員会を設置し、指名・報酬委員会は、経営陣幹部の指名・報酬などに関する事項を審議し、取締役会に対し助言・提言を行います。また、指名・報酬委員会は、委員長及び委員の過半数を独立社外取締役とします。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査部門である内部監査部門との関係については、監査計画報告及び四半期毎の会計監査結果報告会を開催して意見交換を行うなど、相互に緊密な連携を図っております。
また、監査役と内部監査部門は情報交換・意見交換を行って連絡を密にし、監査の実効性と効率性の向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
世戸 健司	他の会社の出身者													
加藤 順弘	税理士													
井上 和美	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
世戸 健司		世戸健司氏は、過去に取引銀行である株式会社三井住友銀行に勤務しておりましたが、当社は複数の金融機関と取引を行っていることから、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。	企業経営に関する経験と見識に基づく、監査機能の強化を期待して社外監査役に選任しております。また、世戸健司氏は有価証券上場規程第436条の2第1項に規定する独立役員であります。 同氏は企業の役員として長年に亘り金融機関の経営に携わり豊富な経験を有しており、一般株主との利益相反が生じるおそれなく独立した立場より当社の経営に対する助言並びに指導をいただけることから独立役員に指定しております。
加藤 順弘		<兼任の状況> 加藤順弘国際税理士事務所 所長 十文字学園女子大学 人間生活学部教授	同氏は税務関係に関する研究者としての経験と見識に基づく、監査機能の強化を期待して社外監査役に選任しております。また、加藤順弘氏は有価証券上場規程第436条の2第1項に規定する独立役員であります。 同氏は税理士として税務会計に関する専門的な経験と経営に関する幅広い経験を有しており、一般株主との利益相反が生じるおそれなく独立した立場より当社の経営に対する助言並びに指導をいただけることから独立役員に指定しております。
井上 和美			企業経営に関する経験と見識に基づく監査機能の強化を期待して、社外監査役に選任しております。また、井上和美氏は有価証券上場規程第436条の2第1項に規定する独立役員であります。 同氏は政府金融機関の職員並びに当社と取引関係のない企業の役員として豊富な経験を有しており、一般株主との利益相反が生じるおそれなく独立した立場より当社の経営に対する助言並びに指導をいただけることから独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数

8名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明 更新

2018年第32回定時株主総会において、取締役(非業務執行取締役を除く)の報酬について、株式交付信託制度の導入を決議し、2018年5月より導入しております。本制度は、当社の業績及び株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。また、2019年2月の取締役会で、本制度の対象者に執行役員を追加することを決議しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

当社は有価証券報告書及び事業報告において取締役及び監査役に対する報酬の総額を開示しており、取締役への報酬の総額は333百万円、監査役への報酬の総額は58百万円であります。このうち、社外役員10名(社外取締役7名、社外監査役3名)に支払った報酬等の総額は66百万円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会を設置し、独立社外取締役を委員長とすることにより透明性、客観性を確保し、公正かつ適正に報酬を決定しております。

イ. 役員報酬の基本方針

当社の役員等の報酬制度は、以下の考え方に基づいて設定しております。

- ・中長期的な企業価値向上と当社の経営計画の実現を促すために、適切なインセンティブとして機能するように設計
- ・各役員等が担う役割、責任、成果を反映
- ・役員報酬に係る規制やガイドライン等を遵守しながら、競争力のある水準を維持
- ・適切なガバナンスとコントロールに基づいて決定し、経営環境等を踏まえ適時見直し

ロ. 報酬の仕組み

当社の役員等の報酬は、「基本報酬」、「賞与」及び「株式報酬」により構成されております。それぞれの役員等の総報酬に占める、業績や役員等個人の業務目標計画達成度を踏まえて変動する業績連動

部分の比率を40%程度としております。「基本報酬」の40%程度、及び「賞与」の全額を業績連動報酬とし、役員等各人の役位に応じて報酬額を決定しております。

当社の業績連動指標としては、当社の成長性や収益性の向上を意識付けするよう、「営業利益」、「純利益」、「受注高」及び「営業キャッシュ・フロー」を使用し、年度の目標に対する達成度合い、

達成内容を踏まえ評価を行っております。また、株主との利益共有化の観点から、株式報酬制度を設定しております。

なお、社外取締役及び監査役の報酬については、経営に対する独立性の確保の観点から、業績等に左右されない報酬体系として、固定報酬のみを採用しております。

ハ. 役員報酬等決定に関するプロセス

取締役会は、指名・報酬委員会からの提言を踏まえ、役員報酬の決定に関する方針について審議、決定しています。

また、各役員等の報酬額は、取締役会から授権された代表取締役社長が、決定された方針に基づいて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

総務部が取締役会の事務局となり、必要に応じてサポートをおこなっております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
宮崎 俊郎	特別顧問	対外活動(経営非関与)	非常勤	2019/03/20	定年制

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新 1名

その他の事項

該当事項はありません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は監査役制度を採用しており、社外監査役3名を含む4名の監査役及び監査役会を柱とする経営監視体制を構築しております。

(1) 取締役会

取締役会は社外取締役6名(うち女性2名)を含む10名の取締役で構成されており、月次で開催する定例取締役会と必要に応じて開催する臨時取締役会において、当社の経営に関する重要事項を決定しております。

(2) 経営会議

当社は、業務執行に関わる機能を取締役会から委譲し、経営の効率化と業務執行の迅速化を図るため、執行役員制を導入しております。執行役員の中から社長が指名し、取締役会が承認した者によって構成される経営会議を月2回開催し、取締役会の決定する経営戦略に基づく業務の執行に関する重要事項を決定すると共に、審議・報告を通じた情報の共有化を図っております。

その他コーポレート・ガバナンス体制の詳細については当社コーポレートガバナンス・ガイドラインをご参照ください。

(3) 責任限定契約

当社は、取締役及び監査役として有用な人材を登用できるよう、現行定款において、取締役(業務執行取締役等である者を除く)及び監査役との間で当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めており、取締役である田口昭一氏、中井一雅氏、名取勝也氏、相京重信氏、野田弘子氏、白石和子氏、及び西海和久氏、並びに監査役である相京勝則氏、世戸健司氏、加藤順弘氏及び井上和美氏との間で次の内容の責任限定契約を締結しております。

取締役及び監査役としてその任務を行ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負う。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、以下のとおり適切な監視・監督体制を可能とする体制と判断して、現状のガバナンス体制を選択しております。

(1) 社外からの経営監視機能を取り入れるため、社外取締役及び社外監査役を選任しております。

(2) 取締役会による監督機能の強化を図るため、執行役員制によって経営と業務の執行を分離しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知を法定より十分早い時期に発送しています。
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会の開催日を集中日の回避を第一に設定しています。
電磁的方法による議決権の行使	株主の皆様へ議決権行使をより積極的に進めていただくため、2016年3月の株主総会から電磁的方法による議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は(株)ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを、2018年3月の株主総会から利用しています。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知及び参考書類の英訳を当社のウェブサイトに掲載しております。
その他	招集通知やその添付書類は、発送日に先立ち当社ウェブサイト及びTDNetによる開示を通じて各上場証券取引所及び議決権電子行使プラットフォームに掲載しています。また、株主総会後速やかに当社ウェブサイトにて一定期間、株主総会で使用したプレゼンテーション資料を掲載しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ウェブサイトに掲載している当社コーポレートガバナンス・ガイドライン第11条に詳細を記載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	担当執行役員による個人投資家向け説明会を実施しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、説明会を開催しております。 また、個別取材にも積極的に対応しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	米国、英国、香港、シンガポール等にて実施しております。 また、個別取材にも積極的に対応しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	アナリスト説明会で使用したプレゼンテーション資料等をウェブサイトに掲載しております。 また、プロジェクトの紹介や専門用語の解説等、当社の事業を理解していただくための情報に関しても内容の充実に努めております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部を担当部署とし、同部を所管する執行役員を担当役員としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ウェブサイトに掲載している当社コーポレートガバナンス・ガイドライン第9条に詳細を記載しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は国際海事機関(IMO)が採択したマルポール条約と呼ばれる海洋汚染防止条約を遵守して事業活動を行うほか、各国・地域の条例に従い、環境への負担を最小限にする取組みを積極的に行っております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

経営の透明性確保をコーポレート・ガバナンスに関わる基本理念のひとつとし、情報開示への積極的な取組みを重視しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方

当社は、内部統制の目的である「業務の有効性及び効率性の確保」「財務報告の信頼性確保」及び「法令・定款及び社会規範の遵守」を達成するため、内部統制の構築と整備に努めております。

2. 内部統制の整備状況

当社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行並びに当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制等の整備について、当社取締役会において決議した内容は以下のとおりであります。

(1) 当社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行並びに当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1) 当社グループ並びにその取締役、執行役員、従業員その他当社グループの業務に従事するすべての者に共通の行動規範として「Code of Business Conduct and Ethics(企業倫理・行動規範)」を制定する。

2) その徹底を図るため、取締役会直属の組織として、弁護士をメンバーに含むグループ・コンプライアンス委員会を設置する。グループ・コンプライアンス委員会は、定期的に委員会を開催して、当社グループにおける法令・定款等の遵守状況をモニタリングすると共に、当社グループの全ての役職員を対象とする研修会の開催等、当社グループ内におけるコンプライアンス意識の啓発活動及びコンプライアンスに関わる事項の徹底にあたる。

3) 法令違反その他のコンプライアンス違反行為の早期発見と是正を目的として内部通報規程(Compliance & Ethics Reporting Policy)を定め、当社グループ共通の内部通報システムとして、第三者機関を窓口とする「MODECEthics Hotline」を設け、その適切な運用を行うと共に、研修等を通じてその利用を促進する。

4) 財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保することに努める。

5) 内部監査部門は定期的に当社グループの法令・定款等の遵守状況を監査し、その結果を取締役社長に報告すると共に、必要に応じて改善策等の提言を行う。

(2) 当社の取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する体制

1) 当社の取締役の職務の執行に関する情報は、「文書管理規程」「企業機密事項管理規程」等の規程に従って保存し、管理する。監査役は、必要に応じてこれらの文書を閲覧できる。

2) 文書の主管部署は、「業務分掌規程」の定める業務分掌によるものとし、保存の方法及び期間は「文書管理規程」の定めるところに従う。

(3) 当社グループの損失の危険に関する規程その他の体制

1) 当社グループの業務執行に関わるリスクについては、リスクの内容並びに管理手続を定めた「リスクマネジメント規程」「エンタープライズリスクマネジメント規程」及び業務関係諸規程に基づいて管理を行う。なお、各業務執行の責任者については、「業務分掌規程」「職務権限規程」及び「関係会社管理規程」に定める。

2) 当社グループの横断的なリスクの把握と管理については、業務を統括する主要な執行役員によって構成する経営会議において、重要な事項の審議、及び業務執行状況並びにその結果の報告を行うことにより、徹底を図る。

3) 内部監査部門は、定期的に当社グループにおけるリスク管理の状況を監査し、その結果を取締役社長に報告すると共に、必要に応じて改善策等の提言を行う。

(4) 当社の取締役の職務の執行並びに当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1) 当社は、業務の執行が迅速かつ適切に行われる体制を確保するために執行役員制を採用し、業務の執行に関わる権限を取締役会により選任された執行役員に委譲し、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を図り、その業務執行責任を明確にする。また、当社グループの業務執行については、「業務分掌規程」「職務権限規程」及び「関係会社管理規程」によって各業務の担当部署並びに決裁権限者を明確にし、組織的かつ能率的な運営を図る。

2) 当社グループの経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、毎月1回定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催して決議する。また、重要事項については取締役社長が指名し、取締役会が承認した執行役員を構成員とする経営会議を原則毎月2回開催して審議及び決定する。

(5) 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

1) 当社の子会社が重要な事項を決定する際には、「関係会社管理規程」に従って、当社の関係部門と事前協議を行う。

2) 当社の主管部門又は所管部門は、必要に応じて子会社に書類の提出を求め、子会社の経営内容の把握並びに検討を行う。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する事項

1) 当社の監査役からの要請がある場合には、必要な員数及び求められる資質について、監査役と協議のうえ、その職務を補助する使用人(以下、「補助使用人」という)を配置する。

2) 内部監査部門は監査役との協議により、監査役の要望する事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告できるものとする。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査業務に必要な指示を受けた補助使用人は、その指示に関して取締役の指揮・命令を受けないこととする。

(8) 監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

補助使用人に関する人事異動、人事評価、懲戒処分等に対しては、監査役の意見を反映して決定する。

(9) 当社の取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制並びに当社の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、監査役に報告するための体制

1) 当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社の子会社の取締役等及び使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす恐れのある事実について報告を行う。

2) 監査役は、必要に応じて当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社の子会社の取締役等及び使用人に対して報告を求めることができる。

(10) 当社の監査役に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
「Code of Business Conduct and Ethics(企業倫理・行動規範)」により、監査役及び「MODECEthics Hotline」を通じて報告を行った者に対する報復措置を禁止する。

(11) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
年度予算において、監査役の職務の執行に要する費用を確保する。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社の監査役に対して、当社の取締役、執行役員及び使用人からの報告を聴取する機会を与えると共に、定期的に取り締役社長、監査法人との会合を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は反社会的勢力とは断固として関係を排除する方針を「Code of Business Conduct and Ethics(企業倫理・行動規範)」に定め、反社会的勢力からの要求を受けた場合でも毅然としてこれを拒否することを役職員に周知徹底しております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況
当社は総務部が統括部門となり、反社会的勢力に関する情報を一元的に収集・蓄積して社内体制の整備を図っております。また、平素より弁護士、警察及び外部専門機関と意思疎通を図って緊密な連携関係を構築しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

特記すべき買収防衛策は導入していません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

